

平成27年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年10月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成27年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 25名 定員 29名
欠席 3名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
	○	6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
	○	17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

平成27年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年10月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 28 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>5 番 八木 修司 委員</u> <u>10 番 佐藤 正喜 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地賃借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 30 分

平成 27 年度第 7 回魚沼市農業委員会総会議事録

平成 27 年度第 3 回魚沼市農業委員会総会は、平成 27 年 10 月 26 日魚沼市広神庁舎 3 階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙 1 のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙 2 のとおりである。

事務局（星主任）

お疲れ様です。それでは時間よりも少し早いですが、これより総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数 28 名のうち、欠席者は議席番号 6 番横山史子委員、議席番号 9 番大島強喜委員、議席番号 17 番小島祐治委員の 3 名です。出席者数 25 名で、魚沼市農業委員会会議規則第 7 条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年度第 7 回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶いただきます。お願いします。

(時刻は 13 時 28 分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第 1 報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

先般実施されました 17 日の農業祭、こちらのほう大勢の方からご協力いただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまで天候もよく、かぼちゃ等にも大変興味を持っていただいたことで、大盛況の中で終了することができました。大変ありがとうございました。

それから 23 日ですが、食育出前事業ということで、こちらも皆さんお忙しい中ご協力いただきまして、小出小学校 67 名という大人数の中で実施をさせていただきました。大変ありがとうございました。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会は、別にございません。

広報部会長（葦澤芳子委員）

広報部会でも特に報告するようなことはありません。これはお願いになりますが、引き続き皆さんから農業委員会だよりに情報の提供をお願いいたします。今日この総会が終わりましたら部会を開き、農業委員会だより発行に向けて話し合いたいと思っています。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま会務報告並びに部会報告があったわけですが、質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になければ、先に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号5番八木修司委員、議席番号10番佐藤正喜委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は68件ですが、詳細については事前配布のとおりです。今月は解約件数が非常に多いですが、江口・長松集落の地域集積取り組み事業に伴う農地中間管理機構への貸し付けによるものです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明が終わりました。事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言を

お願いいたします。

小幡 悦男委員

すみません。参考までに。私長松なんですが、この事業に地域こぞって参加しようということで計画したわけですが、幸いというか不幸というか、圃場整備絡みの中でそれぞれ法人が立ち上がって、それぞれでいたんです。その中で一応貸借関係を結んだ中でいっていた部分があったんですが、これを地域全体で中間管理機構に任せればというようなことで話がありました。集落の中では担い手、法人関係の人達を中心に中間管理機構と契約をしようということで、おおむね6割以上の目安がついたのでこの制度で行ったということなんです。したがって、地域全体でいろいろ議論した中で進まない、なかなかこの事業もうまくいかないという部分は感じます。以上です。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、それではお諮りいたします。報告第1号「農地賃借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の37ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は11件受理し、受理通知書を送付いたしました。今回県外等の相続人はいませんでした。既に認定農業者等へ貸し付けしている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の38ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 96 m ²
	転用目的	農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の39ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は売買による所有権移転が4件、贈与によるもの4件、使用貸借権の設定に関するもの2件で合計10件です。

整理番号1	申請地	*****	田	373 m ²
-------	-----	-------	---	--------------------

譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種類 所有権移転 売買 全体で****

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地ですが、耕作できないため譲受人が売買するため申請があったものです。以前より譲受人の世帯が耕作していたもので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

本日地区担当委員の横山委員が欠席ですが、現地確認の結果問題ないということで報告をいただいております。

整理番号2 申請地 **** 畑ほか1筆 合計 197 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種類 所有権移転 売買 全体で****

申請地は、譲受人の自宅と自己所有の畑に囲まれた畑ですが、譲渡人が処分することとなり、耕作に便利のため売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人の所有地を含む耕作面積は30aの下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第3項第3号に該当するもので、その位置・面積・形状等から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に該当します。

また、譲渡人は自営業のため、耕作することができず、以前より譲受人が自分の畑と一体で草刈り等を行って、耕作放棄地にならないよう管理していたところです。大型機械等は所有しておりませんが、譲受人の所有地は全て耕作されており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 **** 田 231 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種類 所有権移転 売買 全体で****

申請地は、譲受人が規模拡大を図るため、売買の申請があったものです。譲受人は大型機械等は共同使用しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか2筆 合計 4,110 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種類 所有権移転 売買 全体で****

申請の理由は、譲渡人が遠方で耕作できないため、別の方へ賃貸借していた田んぼですが、その方が耕作できなくなり、譲受人が規模拡大を図るため、売買の申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数もあるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** 田 295 m²
譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種類 所有権移転 贈与

申請地は、譲渡人が相続で取得した農地ですが、遠方で管理できないため、処分することとなり、贈与の話がまとまり、申請があったものです。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、耕作に便利のため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** 田ほか3筆 合計 1,284 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種類 所有権移転 贈与

申請理由は、譲渡人が遠方で耕作できないため、管理を任されていた親戚へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は50年以上経験年数があり、田植え機は共同利用しておりますが、他の大型機械はそろっているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 **** 田 1,159 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種類 所有権移転 贈与

申請理由は、先代の頃から譲受人の世帯が耕作をしていましたが、贈与の話がまとまり、申請があったものです。大型機械等は所有しておりませんが、作業委託等を行っており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 申請地 **** 畑ほか2筆 合計 3,733 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種類 所有権移転 贈与

前回の総会に引き続き、申請地はこの度草刈り・伐採・抜根等の整備が完了し、農地として復元したもので、いつでも作付けができる状況になっております。来春に向け、自家野菜等の作付け準備をしたいと話されました。譲受人については、経験年数・労働力・下限面積要件を満たしているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号9番・10番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省力させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番及び3番から10番は、議案書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号2番について、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件は、農地法施行令第6条第3項第3号に該当し、そのほかについての各号は該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

上重正一委員

整理番号2番ですが、先般*****さんのほうへ参りまして、いろいろお話を聞かせていただきました。事務局の今説明のとおりでございまして、あの地域は30a以下の農家が大勢おられる地域でございまして、山裾の大変なところでございますが、昔から農林業一体というような形での農家なんでございます。当然いろいろな事情をお話をいただいたんですが、ごもっともな話だなとそう思って帰ってきました。そのとおりでございまして、事務局のとおりの内容で皆さんから承認をいただきたいと思っております。

佐藤正喜委員

整理番号3番ですが、10月7日に譲受人の*****氏から話があり、10月12日に譲渡人の*****さんに話をしましたら、そのとおりだということでございます。あと内容につきましては、事務局の言ったとおりでございます。

整理番号6番、ついでに説明をさせていただきますが、これについても10月14日に譲受人の*****さんから話があり、何年かに渡って贈与を受けているからお願いをしたいということでございます。

佐野 彰委員

整理番号4番ですが、*****さんに電話及び現地確認をさせていただきました。今までの譲受人のほうは何十年も利用権設定して人に貸していたんですが、その利用権設定で借りていた人が今回ほかのところに転居するということで、もうできなくなったということで、自宅近辺ですので土地を売ってもらおうということで今回話がまとまったので、事務局の説明のとおり売買で*****ということなのです。

上重正一委員

整理番号5番につきましては、一昨日電話をしたり、*****さんがご在宅の時に行って、日曜日見てきたわけでございます。*****さんのお兄さんとの話し合いで自分の家の隣接地でもございますので、話を進めておったんですけども、急遽*****さんのお兄さんがお亡くなりになってしまっていて、相続の関係があって*****のほうの*****さんの所有物ということになって、それを改めて話し合いの上、譲渡されるということになりました。というような話で、事務局の説明のとおりでございます。

佐野 彰委員

整理番号7番ですが、日曜日に*****さんの自宅を訪問し、現地確認しました。今、この番地のところは土地改良の真っ最中でございまして、あそこがそうだといいところを確認させていただきました。耕作は来年・再来年まではできないと思いますが、間違いなく確認させていただきました。それについては、事務局の報告のとおりでございます。

小幡悦男委員

整理番号8番ですが、振り返ってみますと2月の時に一括上程したところがいろ

いろ歴史があったわけですが、これを持ちまして検案でありました土地が全部農地となりました。ついては*****さんのほうから、今畑として利用しているところ、そばになったわけですが、「そば祭りをしたいので、ぜひ農業委員の皆さんから大勢の方から参加して今後の農業を語ろうじゃないか。」というようなことで問いかけがありますので、その節には皆さんから参加してもらいたいと思います。

議長（上村会長）

続いて、整理番号9番・10番については事務局の説明のとおりでございます。

ただいま事務局並びに地区担当委員からの説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

田中正雄委員

少し事務的な確認です。番号4番の譲受人のところの「遠方で耕作できないため贈与するもの」なのですが、実際売買価格*****とありますが、これは事務的な関係だけで贈与と売買になっているので、少し確認だけいいですか。

佐野 彰委員

これは売買ということで確認を取っております。

事務局（星主任）

ただいま佐野委員から訂正をいただきましたとおり、こちらのほうは売買で間違いございません。大変失礼しました。

田中正雄委員

了解です。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号1番から4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号5番から8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃借権設定に関する整理番号9番から10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から10番まで異議なしと認め、申請どおり許可することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の43ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。所有権移転売買が1件となっております。

整理番号1	申請地	*****	田ほか1筆	合計 478 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利の種類	所有権移転	売買	*****
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	住宅1棟2階建（二世帯住宅）		
	転用目的	住宅建設の為		
	判断理由	申請地周辺にはガス管・水道管等が埋設されている 14mの道路があり、申請地の500m以内に***** と*****の2つの医療施設があるため。		

申請地は*****地内の農地です。現在の住まいが老朽化し、雪処理に困っていたことと、子供の結婚に伴い二世帯住宅を建築できる転居先を探していたところ、建築業者から当地の紹介があり、この度地権者と話がまとまり、申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1ですが、今日22日*****さんの代理人の行政書士、*****さん立会いのもと現地確認したわけですが、事務局の説明どおり、申請どおり間違いないと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

整理番号1番については、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番については許可相当の意見を付して

県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の44ページをお願いします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	98 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作されていないため、山林・原野化しており農地として復元することが困難なため。		

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

魚沼市農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の45ページをお願いします。

議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、説明をさせていただきます。これは、農業振興地域内の農用地区域の除外に関する案件となります。

整理番号1 申請人 *****

申請地 ***** 田ほか10筆 合計11,392㎡
変更理由 複合型商業施設建設のため
申請地は*****の道路を挟んだ向かい側になります。配置計画図を見ていただければ分かりますが、*****のスーパーが1件と駐車場の建設予定となっております。

議 長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。続いて地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1については、前回の私になっただけの頃に1回出てきたような気がするんですが、その時となんか変わったんでしょうか。

事務局（高橋主任）

前回ですけれども、平成24年の第3回の委員会において同じように議案として挙がりましたが、今回は敷地の縮小を少ししたことと、建物の建築面積も少し縮小したところが変更となって、今回新たに挙がってきたものであります。

橘 精一委員

それであれば、前回もう通っていますので、今回も別段問題ないと思います。

議 長（上村会長）

今事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・意見のある方は、発言をお願いいたします。

小幡 悦男委員

今のこの説明の中で前回通ったって話があったんですが、前回通ったのがまた出るということはどういうことなんでしょうか。

事務局（高橋主任）

前回とまるで一緒ということで、変更の意見決定を求められているものではなくて、前回とは重なっている部分もありますけれども、全体計画としては同じ面積で今回申請が挙がってきているというものではありません。今回新たに挙がってきているものです。まるで一緒ではないです。

小幡 悦男委員

除外申請がそうすると変わってきたという部分は理解するとしても、その部分を否定して地域は農振のほうから1回抜けているわけだよ。

事務局（高橋主任）

説明不足で申し訳ありません。私どもの委員会ではこの意見の決定を求められたという議案に挙がっておりますが、前回平成24年には新潟県がこの農業振興地域からの除外をしたというところには至らずに終わっているということです。結果前回は県が認めず、除外にはならなかったということです。

事務局（山本事務局長）

少し補足させていただきます。平成 24 年に事業者*****さんのほうから農振の除外の申請が 1 回挙がってきております。その時は、一応その申請に基づいて関係機関から意見を聞かなくてはならないというようなことで、その中では農協・農委・土地改良区に意見を求めて申請書が挙げた経過があります。ただその後、申請者の計画が変わりまして、再度今回また農振の除外の手続きを新たに提出されたというようなことで、今回も挙がってきたものについては関係機関へのその意見書を取るための、農振の申請をするために各機関の意見を聞くというようなことで、農業委員会からの意見を求めるというようなことで、今回出てきております。ですので、前回の計画と今回の計画が先ほどの担当のほうからお話しがありましたが、計画が若干変わったというようなことで、再度申請が挙がってきたものでございます。ですので、農業委員会としてこの新たな計画に基づいた中での意見が求められているというようなことでございます。

小幡 悦男委員

ここへ地番があるわけですが、本来はこの所有者なりの同意があった中での申請であったほうがいいのではないかなという気がするんですが。これはあくまでも*****さんサイドの部分の申請ということだこてやの、今の説明ってば。面的に見たって基本地図にあるがんに白く塗られている部分が入らなくていいのか。

議 長（上村会長）

図面の説明もしていただけますか。計画の区域とその白地になっている部分があるんですが。これをもう一度説明をしてもらいたい。

事務局（高橋主任）

今回の除外の意見決定を求められているところは黒く塗りつぶされた除外箇所というところなんです。開発区域全体の中には、塗られていない白いところもありますが、そこは農振の白地ですので、今回は除外の意見を求められているところではないということです。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。計画、実地施設の面積についてはおおむねこの四角の白い部分を含めた箇所で、今回の除外の箇所がこの黒塗りになっているというところでございます。すると、先ほど地権者の話があったわけですがけれども、地権者はすでに農地転用を行っておりますので、今回の申請はあくまでもウオロクという形になっております。

これは、先ほどから事務局から説明してありますように、24 年の 3 月に意見決定をされております。この時の内容、私も引っ張り出したんですけども、店舗用地とするためと大きなその括りになっております。今回説明がありましたように、申請の内容の変更ということが複合型商業施設の建設のためというようなことで、再度この意見を市内の関係団体に意見を求められたということでございます。そんなことをご承知の上、これからご審議をいただきたいと思っております。

そのほかどうでしょうか。

小幡 悦男委員

24 年の時は、この黒く塗ったところは農振除外になったということだてやの。

事務局（高橋主任）

最終的に24年の時は県のほうで農振の除外は至らなかった、していないんです。

小幡 悦男委員

そして、この地図の中にある除外箇所というがんは、それいつの除外だ。

事務局（山本事務局長）

今回の申請箇所になります。

小幡 悦男委員

白いところはなっていない。

事務局（高橋主任）

白いところは農振の除外になったのは旧湯之谷村時代です。詳しい時期を今は把握していませんが、そこだけは既に農振から外れていたんです。

議 長（上村会長）

さらに細かく言うと、県と恐らく申請人のほうでもやり取りがあって、数年掛かって協議をしてきたと。県でもおおむねそっちの許可のほうへ動いたということで、結果的には地元で再度この意見を検討してくれということで立ち上げてきて、またこれから始まるというような流れになろうかと思えます。いずれにしても、地元での農業委員会のこの意見、また先ほど局長も言いましたけれども、土地改良及び農協の意見も聴衆するということが足並みそろえて、またさらに今度は県にもう一度持って行って許可していただくというような手続きになっているそうございます。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

整理番号1番については、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、申請どおり許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の46ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積

計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 31 件
筆数 157 筆
面積 107,971.4 m²

詳細につきましては事前配布のとおりです。
続きまして所有権移転ですが、議案書の 58 ページをお願いします。
今月は 1 件となっております。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田	677 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****		

利用権設定並びに所有権移転について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

以上持ちまして本日提案されました報告事項並びに議案事項については、慎重審議いただき、全て終了いたしました。ありがとうございました。

その他

議 長（上村会長）

続いて日程 5 「その他」、各団体選任委員から報告等ありましたらお願いいたします。

関 武雄委員（北魚沼農協）

前段会長のほうから収穫のほうお話がありましたけれども、10 月 23 日現在におきましての検査の状況を報告させていただきたいと思っております。予約に対しまして進捗率は 78.8%でございます。それから、1 等の比率でございますけれども、コシヒカリで 87.7%、全体としますと 85.6%ということでございます。昨年と比べて非常に 1 等比率が下がってきております。1 等比率が前年に比べますと、極端に良くな

ったところはございませんけれども、悪くなった地域、特に入広瀬地区でございませぬけれども、大分1等比率が下がっています。この1等比率の低下につきましては、これから反省しなければならぬことではございませぬけれども、決して天候に左右されることなく、また来年の作付けへ向けて検証をしていかなければならぬということではございませぬ。なお、カントリーの中にはまだ出荷がございませぬので、この1等比率の中には入っておりませぬ。なお、カントリー含めますと検査の進捗率でございませぬけれども、見込みということで94.3%の集荷実績というふうな見込みでございませぬ。以上です。

渡邊正一委員（農業共済）
ありませぬ。

目黒隆也委員（土地改良区）

先般視察いただきました池平の小水力発電所の関係でございませぬが、まだほんの概要的なものしか分かりませぬけれども、当初予算が若干やはり削られておりますので、28年度中には発電が可能じゃないかという見通しでしたけれども、先般総代会でございませぬして、その先頭で質問がありましたが、28年度中の発電については今のところ少し遅れるだろうと。というのは今後予算が補正で復活したり、あるいは来年度予算が十分確保できれば、可能性もゼロじゃないですけれども、非常に予算が限られてきているということというようなことから、「恐らく半年程度は遅れるんじゃないか。」というような事務局長の答弁がございませぬました。以上でございませぬ。

議長（上村会長）
続いて、事務局お願いいたします。

事務局（星主任）

事務局のほうから1点お願いします。お忙しい中いろんな研修会等にご参加いただきまして大変ありがとうございます。また11月に入りまして、いろいろな行事日程等が立て込んでおるかと思いますが、皆さんに早い段階でご案内を差し上げておりますので、覚えているとは思いますが、時間帯等少しずつ違っているようなところもございませぬので、お帰りいただきましたらまた確認をして頂きまして、ご参加のほうをいただきたいと思ひます。

それから、お手元にあります農家相談の手引きということで、お帰りいただきましたら、お読みいただいて農家からのご相談がありましたら主に参考にしていただきたいと思ひます。

それから最後ですが、エコバッグ等農業会議のほうから届いております。新聞等なかなか中止に歯止めが掛からないような現状の中、農業会議のほうも情報発信ということで非常に一生懸命力を入れてるようではございませぬ。目まぐるしく変わる状況等を非常にまた分かりやすく、丁寧に説明している部分もありますので、お読みいただいている皆さんのほうからぜひ認定農業者、若い新規就農者等に声を掛けていただきまして、また新聞等の拡大のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（上村会長）
それぞれ報告があったわけではございませぬが、皆さん方でそのほか何かございませぬたら、お願ひいたします。

田中正雄委員

今日は小島委員さん欠席されていらっしゃるんですけども、先般の農業祭に展示されましたジャンボかぼちゃなんですが、遊休農地で、さらに有機栽培という形でもって育てたかぼちゃということで、ぜひ皆さんのほうに広く PR したらどうかという声が当日大きかったということで、小島委員さんのほうから「広神庁舎の玄関先に展示してはどうか。」という発案がありました。一応皆さんのお声を聞かせていただいた中で、そういった形でもってもし OK であれば、差し支えなければ展示の方向でお願いできればなと思っています。ただ委員会としても OK という形でなくて、やはり庁舎としてそういったことが許されるかどうかということもご検討いただかなくてはいかんかなと思っていますので、やはり公の場でもって提案をさせていただきたいと思います。

それから、ただかぼちゃを置いておくのではやはり意味がありませんので、何らかの形で今言ったように「遊休農地を使って作っていますよ。」それから、「有機栽培法でもってやっていますよ。」といったようなコメントも含めた形で展示されてはいいのかなと思っています。ぜひこの辺事務局さん含めて、ご検討ご判断をいただきたいと思います。以上です。

議長（上村会長）

今田中委員のほうからそういう提案がありました。遊休農地の利用・活用、また有機農法ということでの重要性ということで、この施設に展示してはどうかということですが、どうでしょうか。一応これは展示場所の意向もあるわけがございますけれども、そんなことで農業委員会でもぜひお願いしたいということでよろしいでしょうか。その辺事務局長、まず展示については可能かどうか。どうですか。

事務局（山本事務局長）

展示自体は、庁舎の管理者のほうにお願いをすればいいのではないとは思いますが、その話、実は小島さんからも連絡いただきました。非常に話を聞いた中ではいいことだなというふうに思ったんですけども、ただ置くものが生ものですので、当然置きっぱなしで腐れおちてそのまま放っておいてもなりません。ですので、当然日々の管理は多分必要になってくると思うんですけども、その辺のところがきちっとできるのかなというふうなことが少し懸念されます。

花の関係では、特に堀之内庁舎辺り行くとユリの関係で展示を、花き青年研究会がそこにセットをして毎日水くれをしてというようなことで1週間なり2週間程度期間を設けてやっている事例はあります。ただそういうふうに、多忙の農業委員会サイドで一応そういう管理が現実問題できるのかなというのと、今田中委員のほうからも話がありましたが、そこに展示しておく中ではそれなりのストーリーがないと、ただかぼちゃをそこへ置いておいてもなんちゅうことやということになりますので、無農薬・有機栽培で耕作放棄地で作ったかぼちゃもいいんですけども、その辺の目を引くストーリーができるのかなというのが少し心配ではあります。ですので、展示をするからには毎日の維持管理が多分必要になってきますけれども、その辺のところ加味した中で議論いただくとありがたいと思います。

議長（上村会長）

今お話がありましたように、かぼちゃですので水くれはおそらくしなくてもいいかと思っています。これ私も事前に聞いて事務局長と少し打ち合わせしたんですけど

も、物語はある程度作って、事務局にコピー・清書してもらって、展示する用紙を作ってもらって、ある程度期限を切って、ずっと置きっぱなしであってもならねんだんが、その辺は小島さんとの相談もあるだろうけども、2週間なのか、1カ月なのかその辺検討してもらって、場所は事務局長にお願いするということではどうか。前向きに。

田中正雄委員

それでいいかと思います。

議長（上村会長）

では、この件はそういうことで。また農政部長のほうに事務局から相談さしてもらいます。小島さんと連絡取ってということで進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

そのほかにどうでしょうか。

橘 精一委員

12月9日の認定農業者との意見交換会ですが、たしか今までは総会終了後に何か講演かなんかいただいて、その後意見交換会をして別会場だったと思うんですが、今年はわざわざ1日日程を別に取ってありますが、どうしてでしょうか。

事務局（山本事務局長）

実は認定農業者会と打ち合わせした中で、当初は今日の総会終了後やろうかというようなことで進めてきましたが、日程の調整ができなくて伸ばさせていただきました。次回11月の総会もあるんですけども、先ほども日程等のお話もさせていただきましたが、かなりスケジュールが混んでいまして、それもだめだというようなことで、認定農業者会との調整の中で、会場の関係もありますけども、今年度については12月9日にやらさせていただくというようなことで皆さんにご案内をさせていただいたところです。

議長（上村会長）

今事務局長から説明がありましたように、実は認定農業者会との協議進めていきまして、認定農業者のほうもまだこの時期忙しいということではなかなか日程が取れなかったというのが現状でございます。そんな中でも、やはり日を取っておいてある程度連絡しておかないと先に進まんだらうということで、その日を取らせていただいたという経過がありますので、ひとつ事務局長の説明したとおり、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

そのほかにどうでしょうか。

小幡 悦男委員

しつこいようであれなんです、その農振の関係の部分で24年度にこの段階ではだめだったということなんです、県がどのような理由の中でだめだったのかという部分が大いに興味のあるところですが、曲がりなりにも委員会がよしと言ったときになるからは、何らかの報告等があってもいいのではないかなという気がするんですが。したがって、24年度の部分で県段階でだめだったという部分の理由づけ等についてこちらのほうに説明がありましたら、ありませんか。

事務局（山本事務局長）

少し前後しますが、農振除外の関係の流れをお話させていただきますけれども。事業者のほうからいわゆる事業計画が市のほうに挙がってくるわけでありまして。市のほうで農振除外、農振関係の担当部署というのは農林課の農政室になるわけですが、農林課は申請書に基づいて県のほうに挙げるわけですが、その前段として農業委員会に意見を聞くと。先ほどもお話したとおり農業委員会ばかりではなくて、農協だとか土地改良区にも意見書を依頼して、そこで3つの意見書をつけて市から県のほうに事前協議、いわゆる県のほうに「こういう申請書が挙がってきたので、相談します。」というようなことで、初めて県のところに挙がってきます。そこで市から県のほうに事前協議の申し出がなされて、県のほうでも事前協議について「いいですよ。」というふうになりますと、今度また市から県のほうに本協議というようなことで、申請が行われ、県から市へ同意がなされた後に公告がなされ、ようやく農業委員会において農地転用の手続きをすることになります。このようにことから、今回は申請の段階で、計画変更等の理由により農振除外に至らなかったものと解釈しております。

小幡 悦男委員

したがって今回は事前協議が、県との事前協議がまずなかったということだろ。

事務局（山本事務局長）

24年度は農振の手続き上は、最後まで行かなかったということ、そういうことでございます。

小幡 悦男委員

したがって最後まで行かなかった。この委員会では一応それはよしとして挙げたわけだよの。

事務局（山本事務局長）

前回の計画の中においては、農業委員会としてはこの申請書が出てきた時点では意見書としてはOKというようなことで、意見書をつけたというようなことです。その後農振の手続きがどこまでなされたかというのは分かりませんが、最終的に農振除外に至らなかった・至るところまで行かなかったというようなことだと思います。

小幡 悦男委員

結局、開発者の都合で止めたんだか、県がまずいって言ったのか、その辺が全然分からんということですね。

事務局（山本事務局長）

計画の申請を挙げた時点で、県としては許可を出せなかったというふうに思います。

小幡 悦男委員

ということは、開発者が途中でやめたという理解でいいんですね。

事務局（山本事務局長）

いいと思います。

小幡 悦男委員

許可が出なくてやめたでなかったということもあるかもしれない。

事務局（山本事務局長）

それは私どものほうでは分かりませんが。

小幡 悦男委員

もし、いろいろなところで問題になっている大型店舗の部分では、魚沼市としては例えば商工会ですか、そういう関係なんかは、何年か前には*****とかの問題で署名運動とかいろいろな動きがあったわけですが、こういう大型店舗の部分があった場合は、市としてどういうふうな対応になるのか。市の全体の問題という部分だんが、この委員会の関係ではないかとは思いますが、そういう部分でどういうふうに進もうとしているのか。

議 長（上村会長）

今市としてはどういうことかということでは、恐らく大型店舗が出てくる中でのこの魚沼振興地域を除外するという部分については農業者にとって非常にネックな案件というようなことなんです。この*****の当初の計画が出て来た段階で既にその辺のどう考えているかという話は 24 年の 6 月時点では意見決定をする段階においては、市は何らかの形での意向があるというようなことは、私どもは今それがあって、現状に至っているというようなことで解釈しております。それが具体的にどうかということは、今私どもそれは直接市からは聞いていませんので分かりませんが、この計画については、この大型店舗の恐らく計画変更が出てきた理由というのは、当初よりも変わってきているというのは、やはり地域の農業者への実権がどこにあるかどうかというようなそういったことが盛り込まれてきたのではないかなと勘ぐっております。やはり大型店舗が農地を転用する場合に至っては優成農業者が、その地域の農業者が何らかの実権を得なければならないということになってくる 1 つの決め事があるのではないかと考えています。その計画の中では、今後農業者がどのように恩恵を受けるのかといいますと、いわゆる農業者及び農業者の生計家族、世帯の誰かがその地域の店舗に就労できることになれば 1 つの家庭の所得向上に繋がるのではないかというような、そういった面もあるというようなことで聞いております。

そのほかどうでしょうか。

「なし」の声あり。

大変長い時間慎重審議いただきましてありがとうございました。ご理解をいただいた部分、またなかなか「その他」ではご理解をいただけない部分もあったかも分かりませんが、一通り本日の総会の議案・報告事項については終了させていただきます。

今事務局のほうから報告がありました、これからまたいろいろこの年末にかけて行事が行われます。大変忙しい中ではございますが、委員の皆さま方のご参加をお願いいたしまして、総会の閉会とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

（時刻は 14 時 30 分）

上記会議の内容は、平成27年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
